

第1回運用指針策定作業部会 議事録

日時 平成28年11月25日（金）

午後2時～3時10分

場所 議事堂 7階 議会会議室

出席者

・ 部会員等 … 14人

村上和久（政務活動費あり方検討会座長）

横野昭（部会長）、上野瑩、舎川智也、江西照康、金井毅俊、吉田修、大島満、

成田光雄、松尾茂、村石篤、鋪田博紀、高田重信、橋本雅雄（尾上一彦部会員の代理）

《欠席1名：南俊正》

・ 事務局員 … 3人

後藤次長、横山庶務課長、谷事務員

・ 傍聴人 … 8人

議員5人、一般3人

・ 報道関係者… 19人

議論の要点

1 今後の進め方（あり方検討会、本作業部会の役割等）

現行運用指針のあいまいさが不正、不適切請求につながった経緯があることから、
使途基準の明確化や添付書類の厳格化などの観点から、具体的な改善策の策定に向け、
部会としての詳細、具体の協議、検討を行い、あり方検討会へ報告する。

2 今後の作業スケジュール

1月末を目途に部会として具体的改善案を取りまとめ、あり方検討会へ報告する。
このため、次回以降、議論へ入るため、12月9日までに各派から具体的な改善提案
を受け、部会長及び事務局で取りまとめ、論点整理の上、詳細、具体の協議、検討を
進めることとする。（次回開催日は12月19～22日で設定）

議事録

※発言内容を一部整理して掲載しています。・・・富山市議会事務局

村上座長	政務活動費・運用指針策定作業部会を開催します。 南俊正委員から、監査の事務のため、欠席の報告があります。 本日は初めての会議で、部会長が選出されるまでの間、あり方検討会の座長である私が議事を進めさせていただきます。 部会の傍聴についてお諮りします。3名の方から傍聴の申し込みがあり、許可することにご異議ございませんか。
参加委員	異議なし。
村上座長	傍聴を許可することを決定しました。 報道機関よりテレビカメラの撮影の申し出がありますので許可します。 本日の議事録の署名委員に舎川委員、上野委員を指名いたします。 これより協議事項に入ります。 まずは部会長の選出について。皆様のご意見をお聞かせください。
高田委員	自民党会派の横野委員をお願いしたいと思います。
村上座長	横野委員をとの、ご推薦がありました、いかがでしょう。
参加委員	異議なし。
松尾委員	横野委員が適任と思います。
村上座長	ご異議がありませんので、部会長に横野委員を決定します。 これで、部会長と交代します。(村上座長、退出)
横野部会長	最初に私の方から一言ご挨拶申し上げます。 非常に重い、作業部会の部会長という立場となって、私自身不慣れであり、皆様のご協力が必要ですので、ご意見を拝聴しながら作業部会をまとめたいと思います。 部会で大筋決まったことは、あり方検討会又は各派代表者会議で協議・検討が進められますので、部会としては詳細について意見を交わしながら、何とか前に行くようにしたいと思います。 先日のあり方検討会では、当部会の部会長欠席の場合の職務代理は、部会長である私が指名した人とし、副部会長を置かないことで、ご了承いただきました。 そこで、各委員の欠席の場合も同様に、会派の代理出席を認めることにしたいと思います。よろしいでしょうか。
参加委員	異議なし。

横野部会長	<p>そのように取り扱うこととします。</p> <p>次に、現行運用指針および今後のスケジュール案について、事務局から説明をお願いします。</p>
後藤次長	(現行の運用指針の概要および今後のスケジュール案の説明)
横野部会長	いまの説明の中で、質疑がありましたらお願いします。
大島委員	運用指針の基になる条例規則についても踏込んだ話はやられるのか、確認をさせてください。
横野部会長	他にご意見はありませんか。
横野部会長	<p>条例・規則について、この項目が不適切であると判断し、部会で廃止、変更してほしいことがある場合には、あり方検討会へ上申しようと思います。作業部会の中で、そのあたりの意見を詰めたいと思います。</p> <p>例えば、使わない項目があれば削除すればいい、というものがあれば、改正が必要となります。</p> <p>もう一点、運用指針の部分はこうしよう、ということ部会で検討し、通った段階で、それに関連して必要であれば、規則の一部変更や内規を変えていくといった順序を踏みたいと思います。</p>
大島委員	<p>まず条例ありきだと思いますが、新しく会派を作った場合に11月7日に会派の届出をしても、政務活動費は、12月1日(執行分)からでないと支給されません。交付日は12月20日、申請日は10日なので、10日間で色々なものを揃える必要があります。</p> <p>新しい地方自治法とか、色々なパンフレットをすぐにも買いたいと思っても、12月1日までは政務活動費は執行できないことになっています。来年4月の選挙で、新会派ができたときや会派が分かれたときは、5月1日からでないと政務活動費を使えない条例になっています。それを変えるべきではないかと。</p> <p>個人的には、会派ではなく、議員に支給すべきだと思います。会派の割増加算の支給は、条例第三条を改正する必要があるというのが私の意見です。</p>
横野部会長	お話は意見として聞きおき、解決や意見交換は別にします。他に、あれば。
江西委員	<p>条例には会派に支給すると規定されていますが、指針には個人の経費に踏み込んだところが出てくると、指針と条例に同じものを規定したとは思えない若干の差を感じます。3回も改正があったかもしれませんが。</p> <p>例えば、自宅におけるリース代やインターネット使用料、タブレット端末機に係る通信費、コピー機使用料など、ここまで出るのかなど。指針に規定されているので、支出することに問題はないかと思いますが、色々な流れを受けて変わってきているのか、会派として認め、所属議員全員が同一のゲージ(基準)を使っているのか、素朴に違和感を感じるのですが。</p> <p>先輩議員の皆さん、どんなところなんでしょうか。</p>

<p>鋪田委員</p>	<p>この部会は、運用指針を策定するための部会ということが大前提です。</p> <p>その中で、部会長も言われた条例と整合性が取れていないという部分や、江西委員が言われた支給範囲、支給対象は会派だけど、例えば、会派及び議員にしなければいけないという部分など、指針を策定する中で出た諸課題については、それはそれとして、あり方検討会上げていくべきものだと思います。</p> <p>大島委員が言われた会派加算分は、廃止について、既に決定した事項で、そういう整理しながら、この部会は、まずは運用指針を策定していく場所という認識に立って議論を進めれば、わかり易いのではないかと思います。</p>
<p>松尾委員</p>	<p>部会長も言われた使途基準の明確化も進めていくわけで、充てることができる経費10項目を、項目ごとにやっていかないと、なかなかわかりずらいだろうと思います。</p> <p>色々な意見がいっぺんに出てくると思いますので、しっかりと詰め、積上げていく中で、条例や規則の改正が必要かについての検討もやっていけばよいのかなと思います。</p>
<p>横野部会長</p>	<p>江西委員の言われた、自宅におけるインターネット使用料、タブレット端末機に係る通信費、コピー機使用料、固定電話使用料等は、現在、私達は使っています。これは会派としての考え方で、電話は、会派以外での使用もあるので、政務活動費が充てられる経費は総額の1/4で、合計額が1万円を超えない範囲という縛りがあり、その範囲内での支出を政務活動の一部として認めることとしたもので、一番新しい運用指針の中で規定されているものです。そういうご理解をいただければいいかと思います。</p> <p>もうひとつは、現行の会派への支給を、個人支給又は会派及び個人に支給するということになれば、条例の規定を変えることも当然必要だと認識していますので、部会として、変えていかないと先に進めないとすれば、あり方検討会のほうには上申すべきことだと思っていますので、整理をしながら前に進んでいきたいと思っています。</p>
<p>江西委員：</p>	<p>充てることができる費用については、按分比とか、いろいろな方法があるわけですが、按分比は過去の検討会で、「何分のいくつ」にしようと、各会派の皆さんが意見を言い合ったということですか。</p>
<p>横野部会長</p>	<p>ひとつは裁判の判例に基づいた考え方です。会派支給だけど、個人の顔を（市政だよりに）掲載した場合に1/2と決めたのも、判例の中から引用と、先輩方から聞いています。</p> <p>会派支給でも、1人会派、2人会派、4人会派もある中で、4人の顔写真を（市政だよりに）載せて出せば政務活動費を全額出せるのかと、4人のうち1人だけの写真なら充当できるのは1/2かという、裏返しの見方がありますから、今後、整理してある程度の方針を部会として提起し、了解を取りながら決めていきたいと思っています。</p> <p>個別には、そこまで踏込まないといけないなと思っています。</p>

吉田委員	<p>あり方検討会も作業部会も市民の皆さんが大変注目しています。</p> <p>11月22日のあり方検討会で、赤星団長の言ったように全容説明を求めます。今日は議題になりません。これが前提です。私は、基本問題は市民が率直に疑問に思っているのは、3つあると思います。</p> <p>1つは、先払いか後払いかは、極めて重要だと思います。日本共産党は後払いにすべきだと。社会の常識だと考えています。使ったものは適切か、判断されてOKだったら出すと。私は会社の役員やっていますが当たり前の話です。部会で議論するか、議論を戦わせた上であり方検討会上げることかということです。</p> <p>2つめは、会派か個人か。相当議論があります。メディアの論調でも個人にすべきだというのが相当あります。市民の皆さんも、圧倒的に個人が多い。会派分と個人分とに分けて支給することがあってもよいと思います。これは研究課題だと思います。</p> <p>3つめは、ここで決められる問題ではなく、政務活動費の額が15万円が適切かどうかです。中核市の平均が92,000円ないし93,000円。北陸3県は全部15万円、これも非常に関心があるところです。</p> <p>後払いか先払いかで、典型的に運用指針が変わってきますよね。その議論をあり方検討会へ返して、そこで合意されて、また作業部会へ来るというキャッチボールをしながら進めない、ここで全部決められるわけではないのだから、あくまでも作業部会ですから、基本的な運営の仕方で見解を出しておくべきではないかと思います。</p>
村石委員	<p>根拠法令ですが、全国市議会議長会の条例案を見ると、会派に出すか、会派及び議員に出すか、議員個人に出すかの選択肢（3パターン）があったわけです。富山市議会は会派に出すと決めて、これまできたわけです。会派に支給されたことで現実問題、不正受給や不適切な請求等があったということがあります。</p> <p>だけど、今直ちにやらなければいけないことは、会派に支給していることを正しく運用する。勉強、訓練、そういうことが、私は必要だと思うのです。まず、なぜ、正しくやれなかったのか、このことを踏まえたうえで検討していくことが必要だろうと思います。</p> <p>私も個人支給がよいと思うし、後払いも選択肢としてやるべきだと思うています。だけど今一挙に私達が本当に自信を持ってやれるかとなると、そのような現状にはないと思っていますので、しっかりと今後の部会で、会派で新しい第三者チェック機関もしっかり理解したうえで訓練をやっていく、そういうことが大事だと思っています。</p> <p>次に政務活動費の基本的な考え方（1）から（3）、を絶対に忘れずに各会派で運用していくということが必要だろうと思います。新しい会派も。この3つを忘れたら、不正請求、不適切請求につながります。</p> <p>（1）の会派交付の原則ですが、会派において実施する、私は8年目ですが、必ず議員会会議を開き、視察場所、視察者と質問事項とか、会派として政務活動費を使う、質問もしていくことをしていました。おそらく他の会派もしていたと思いますが、会派のチェックが機能していなかったというのが現実なので、なぜ会派のチェックが機能していなかったのかも含めて、今後いろいろ考えていく必要があると思います。</p>

<p>村石委員 (続き)</p>	<p>(2)の実費弁償の原則ですが、実際にかかった単価×人数分を請求できることになっています。しかし、不思議なことに、茶菓子代を500円×人数分、500円という品物をどういうふうにしたのか、と思います。500円×人数分で、人数が水増しされていたということがあるのかと思います。私の場合はあくまでお茶の実費に参加者の数で請求をしましたが。</p> <p>(3)の領収書添付の原則ですが、領収書については架空や偽造があったんですが、不正請求のあった領収書には、ほとんど請求書が付いていませんでした。通常、物を買ったら請求書をもらい、請求書に基づいてお金を払って、領収書をもらうわけです。私は、請求書を領収書の添付の原則にと、今後検討をしていくべきだと思います。</p>
<p>江西委員：</p>	<p>今、村石委員の説明では、政務活動費の条例は富山市は会派に支給するという条例を選んだと、総務省や自治省からは3パターンの条例の雛形が提示されて全国に同じように広がり、運用指針もそれに応じて違ったもので構成されているのではと思います。条例も、パターンがいくつかあるということでもいいのかというのが1点。</p> <p>それと今、吉田委員からの、政務活動費は少なくともよいという話ですが、あり方検討会の議事録を全部読んでみると、村石委員は「足りない、足りない」という主張が続いていたんです。けれども、共産党の赤星委員や公明党でも、減額は可能だということをおっしゃられています。</p> <p>ところが新聞では、全会派が100%使い切っているというふうな認識もあります。これは発言と実際の行動が若干違うんじゃないかなと、素朴に外から来た者として感じたわけです。</p> <p>つまり、ひとつめは、条例は全国に3パターンあるということ、それと政務活動費100%使い切りは真実なのか、各会派全てなのか、今ここで教えていただけると助かります。</p>
<p>村石委員</p>	<p>1点目をお答えすると、全国市議会議長会の条例案については、政務調査費の時代ですけど、3つ提示されています。会派か、会派及び議員か、議員個人か、富山市議会は色々な議論をしながら会派に支給すると。</p> <p>しかし、責任は全て会派プラス議員、不正で市民から訴えられたら当事者になるのは会派か議員になり、議会事務局は当事者になりません。議長も当事者になりません。だから会派の会長や議員が責任を持って政務活動費を運用していくことになります。</p> <p>2点目の額については、社民党は3年前までは返していました。2年前から2人会派になり、やはり今までと同じ政務活動費にするには、お金がいるということで2年間続けて100%使うことになりました。やはり使い切り意識があったのではないかと思います。そして、今後の額については、厳密に使えるものを決めていくわけですから、執行率は減ると思います。それが80%になるのか、70%になるのか、60%になるのか。それは1、2年やってみたらどれくらいかわかってくるので、みんなが一生懸命に政務活動やっていて返す分が多くなれば、それも参考にして政務活動費の額は見直していく必要があると思います。</p>

<p>舎川委員</p>	<p>政務活動費を、使い切るか、使い切らないか。 このことについては、「当然、使い切らないことが正義なのか」ということについて、議論が必要かと思えます。正当な政務活動での利用に充当するのであれば全額使ってもよいし、使い切らなくて返すことがいい、というのとは違う、そのところだけは、議論の根底として置いておいていただければ、と思えます。</p>
<p>江西委員</p>	<p>共産党さんと公明党さんの回答はいただけますか。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>2年前は使い切っていると思いますが、それ以外は返しています。毎年、使い切っているわけではありません。 360万円(15万円×2人×12ヶ月)のうち、議会ごとに約6万枚の市政議会便りをカラーで作って、これだけで240万円使っています。むしろ、請求していないものもいっぱいあるとも限らないし、足りないぐらい。何年か前に百何十万返したけど、議会便りを1回出せなくて4~50万円返したというところです。</p>
<p>松尾委員</p>	<p>公明党ですが、意識して使い切っているというか、それ以上の額かかっているのが現実です。ただ、減額も可能じゃないのか。というのは意識を変えるという意味で。 例えば視察も、公明党や他の会派もかなりの人数が行っていますけども、本当に2人や3人で一緒に行く必要があるのか。1人で行ってそれを皆にレクチャーすれば済む話じゃないかと。 また1人で勉強会に行ったときに印刷代もかなり使っているんですけども、それぞれの人に100枚近くのを印刷して資料として渡す必要があるのかどうなのか。 そういったことを削減していくことで、ある意味、意識を変えることで、削減も可能なんじゃないか、というのが私の考えているところです。</p>
<p>金井委員</p>	<p>私はちょっと異色な議員で、仕事を辞めて立候補したわけで、その立候補の魂胆はこれ1本です。もう腹が立たと。何年も議員をやっておられる方に申し上げるのはちょっとと思いましたが、これは恒常的に起ったことと市民はとらえています。 この部会ができたのは、ゼロからいっぺん議論を、会派支給や個人支給、金額もそうだし、一旦ゼロから積み上げていきたいと思っております。 われわれは真っ白な議員ですから、どうか、ゼロから積み上げていく感覚にはならないでしょうか。</p>
<p>松尾委員</p>	<p>この作業部会の、もともとの役割を明確にするべきだと思うんですね。 政務活動費のあり方検討会で、ゼロベースからスタートして色々議論をされてきて、その中で、政務活動って何なのか、何が使えて何が使ったらだめなのか、また按分するとか。この部会は、そういった具体的なことを議論するための場じゃないかと、自分にとらえていました。 あり方検討会で、既に、積み上げてきたこともあると思うので、その辺を明確にしておかないと、なかなか議論が進んでいかないかなと思えます。</p>

高田委員	<p>松尾委員が言われたとおり、今まで、あり方検討会で、各派代表が意見を交わされ、その中で、もう少し突っ込んだ意見を交換する必要があるという中で、この作業部会ができたものと理解しています。</p> <p>吉田委員も色々言われましたが、この件は、あり方検討会という上部の会議があって、そこで指示されたことについて、選ばれた部会員がしっかりと話し合う。それを持ち寄り、あり方検討会上げていく中で、条例も含めた見直しが必要かどうか、あり方検討会で検討していかれるわけです。私たちに任された使命、ミッションは、細かい、突っ込んだところを議論しましょうということです。</p> <p>先ほどの金額の問題とかは、あり方検討会の場で話し合われているものと私は理解しています。しっかりその辺についての共通認識を持った上で作業部会を進めていかないと、今後、進まないわけです。</p>
吉田委員	それはわかりますが、15万円でいいのかどうかについては、あり方検討会で深い議論はされていないでしょう。そういう報道は受けていないでしょう。
舗田委員	<p>あり方検討会は、この部会を設置したことで終わりではないわけです。スケジュールには、たまたま、この部会に絡むあり方検討会として書いてありますが、議論が色々高まっていく中で、その件についてやる必要があれば、当然、議題として採択を求めていく、あり方検討会が始まったときからそういうことなのです。</p> <p>この部会の目的は、あくまでも、政務活動費における事例研究を行いながら、運用指針の研究、改正作業を行っていくということに特化したもの、もともとそのために設置されたものですから。先ほど、部会長が言われたように、各項目ごとに突っ込んで議論していきましょうと。</p> <p>我々に、不正・不適切な事例がたくさんありましたので、私どもから事例を紹介し、それに対する改善策はこのように考えられる、皆さん方から、それでは十分改善策になっていないから、指針の中にはここまで盛り込まなければいけないじゃないかとか。</p> <p>項目ごとに整理し、落とし込んでいかないと、議論が交錯して指針を作ることができなくなってしまいますので、部会長の言われた進め方をやっていただきたいなと思います。</p>
吉田委員	だから、それについては問題じゃないけども、あり方検討会では15万円の決着がついたことではないでしょう。もう既に、全会派の皆さん15万円でOKだと、それでいきましょうと合意されたんですか。していないでしょう。そういう報道はないですよ。
村石委員	少なくとも15万円については、任期中はさわらないと。それが前提でないとこの会議が。

横野部会長	<p>吉田委員が言われていることはわかりますが、私の認識では、あり方検討会の議事録も読まれたと思いますが、今任期中は15万円でいくと。今後の額のあり方については、今後、また議論をするわけで、そのことは認識してほしいと思います。</p>
鋪田委員	<p>あり方検討会で決めたのは、4月から、改選後の政務活動費の加算額をやめましょうということです。</p> <p>あり方検討会は、それをもって、全ての結論を出して終わったわけではないので、今後、議論を色々していけばよいと思います。</p> <p><u>※正しくは、改正条例が4月1日施行なので、同日に加算制度を廃止する。対象については、現任期中にある現会派にも適用を受ける。</u></p>
村石委員	<p>吉田委員が言われることは理論的にはわかります。でも、今、この部会でやるのは、現在の制度で不正請求、不適切請求が起こったので、なぜ、そういうことが起こったのか、しっかり検証し、そういうことが起こらないようにするためにはどうしたらよいか、を議論していきましょうということで、今日からスタートしたわけです。</p> <p>そのことを踏まえ、私は私なりに、大津市議会のことを調べているんですけど、皆さんも色々な議会を調べて、こうしたらいいんじゃないかと、積極的に意見を出し合って、二度と不正受給や不適切請求が起こらないようにしていきましょうと。そういう議論を、まず、始めましょうということなのです。</p> <p>そうやっていくうちに、色々な問題、額の問題や、会派支給か議員支給か、といった問題が出てくるわけで、この部会のやることは、まずは、そこだということを、ご理解ください。</p>
横野部会長	<p>私も、皆さんからの意見をどうまとめていくか。意見を全部吸い上げたいところですけど、何とか方向性をまとめ上げ、あり方検討会へ上申したいという思いでもいます。</p> <p>作業部会ですから、言いたいことを言ってもらっては全然構いませんが、解決と言われると一途にはいきませんので、そのへんは、意見交換ということのポイントにおいて、発言をお願いしたいと思います。</p> <p>まだしゃべり足りないという方がおられたら言ってください。</p>
大島委員	<p>鋪田委員が言われたように、不正のケースを具体的に出していただければありがたいです。12, 3人辞任しました、こんな領収書の不正がありました、お詫びしました、という報道だけで中身をぜんぜん知らないわけです。皆さんは、報道以上に証拠や不正の手口をわかっているのであれば、議員の名前を伏せて結構ですから、全て出していただきたい。特に印刷屋絡みの不正、茶菓子代500円×人数分、後援会との混同など、そういう手口があれば、こういうのがだめだった、だから辞めたんだ、ということをやぜひ出してほしいですね。</p>

大島委員 (続き)	11月20日の北日本新聞には、自民党会派の事務職員が、中川議員が年度末になると皆さん使いきってくれと言われたと。会派の中にいらっしゃったら聞いておられんるじゃないかなと思うんです。この事務職員を参考人と呼んでほしいくらいですが、この方の立場がありますから、呼べないでしょうけど。やはり、こういうことが一掃されないとい前には進めないというのが皆様のお気持ちではないかと思ひます。いかがですか。
村石委員	今の関連で言うと、訂正報告書というもの、調査結果報告書というものが出ています。どの議員がどういふことをして、お金を返還したとか、これについて私は、この前のあり方検討会の際に、新しい会派に1冊ずつ渡すべきだと提案したんですが、これは渡っていないんですか。
横野部会長	今言われたことについては、議長に報告したものを新しい会派にもお配りします。取扱いには注意してください。中を見ていただければ、どういふ事案で、どういふことをどうしたか、が書いてあり、それに基づき、これだけの金額をお返ししますという形のもの書いてありますので見ていただきたいと思ひます。
村石委員	今言われた資料はこれくらいの厚さで、個人名で具体的なことを書いてあります。 <u>それと支出伝票の閲覧は、来年の1月から可能になりますから、申請書を書かずに、閲覧できることになります。1月からは基本的には生の支出伝票を見ることができるようになる、もちろんコピーしたものですけど。個人情報とか消したものですけど、それを見ていただければわかると思ひます。(※この後、議会事務局庶務課長から下線部分の訂正発言あり)</u>
横野部会長	今まだ条例改正できていないから、未定です。
吉田委員	今日、各論までやるんですか。
横野部会長	そこまでやりません。
事務局 横山庶務課長	部会長すいません。今ほど村石委員が言われた伝票の閲覧の件ですが、来年1月から閲覧できるようになるのは、収支報告書とそれに付随する実績報告書のみであり、支出伝票は対象ではありませんのでよろしくお願ひいたします。以上です。
村石委員	失礼しました。
吉田委員	不正、不適切使用の中心に2つあるんですが、1つは、食糧費500円の件はどうなのか、これがポイントになる。自民党会派では、今後の扱いについて一定の申し合わせされたみたいですが。あと1つは、市政報告会の定義付け、これが大きな今後の課題となるんじゃないでしょうか。このふたつは大きいと思ひます。
松尾委員	ですから、10項目を項目ごとに今後詰めていく中で、自民会派さんも、うちの会派も、不正あるなしにかかわらず、この使い方でのいいのか、というようないろんなことが考えられるので、ひとつひとつ詰めていく中で、自民会派さんも事例を出すとおっしゃっていたわけですから、部会でみんなで議論して、しっかりとしたものを作り上げていきたいと思います。そういう方向性で今やっています。

高田委員	<p>部会長の部会の運用方針なり、次回へのもっていき方を説明していただいて、その後、また意見を聞くということで、どうでしょう。</p>
横野部会長	<p>次回以降の会議の進め方については、使途基準の明確化と添付書類の厳格化などという観点から、順次、事例研究を行いながら、各会派から具体的な改善項目と改善案の提案をいただいて、詳細な協議を行っていきたいと思っています。</p> <p>さまざまな提案が予想される中で、1月末を目途に改定素案を取りまとめ・整理するのも非常に大変ですが、そうとも言うておられず、限られた期間で明確な議論をしていく必要があります。</p> <p>そこで、あらかじめ、皆様のご提案を、部会長宛あるいは事務局宛に出していただき、次回までにとりまとめ、それを基にして詳細な意見交換を交わしながら、順次やっていきたいと思っています。</p> <p>どうまとめていくかは、事務局から説明のあった政務活動費を充てることのできる中身、前回の不正の事例を踏まえ、ここはやめましょう、ここは直しましょうということを中心に、その内容を詳細に詰めていくべきかなと思っています。それにより、同様の事案が出ないという方向性にもっていくというのが第1点かなと。12月議会もあり、議会後も1月はタイトなスケジュールの中で非常に多くをこなさなければならないので、各会派で提案していただき、議論をしながら作業部会としての方向性を出していく、それを、あり方検討会へ上申するという形がベターではないかと思えます。</p> <p>意見交換を長く取りたいですが、いたずらに長い時間をとってもどうにもならないので、部会としては、ぜひ1月末までには方向を出して、3月議会に提案したいと思えますので、皆様もご承知おきいただいたうえで、次の日程を進めていきたいと思えます。</p> <p>お手元のスケジュール（案）に基づいて検討すると、各会派ごとに集約された改善案を、12月議会定例会中の12月9日位までに提出していただき、1週間ほどで私と事務局で検討して精査して、次回の作業部会に提案する。できれば、12月議会定例会終了後の19日から22日の間で、2回目の作業部会を開き、詳細を話し合っ、項目ごとに順次進めていきたいと思えます。いかがでしょうか。</p>
村石委員	<p>今の部会長が言われた案で、よいと思えます。平成20年にもこういう議論をしたときは、各会派からこのように変えてください、ここはこのようにしてください、と出し合っ、色々議論しながら最終的にまとめたという経験もあるので、書面にして出せばよいと思えます。</p>
横野部会長	<p>各会派で意見をまとめていただき、具体的に改善案を書いてもらったものをいただいて、全部が全部だめと言うつもりはないので、出たものをなるべく皆さんにお見せしながら、最終的にこういう方向に行きましょうということにしていかないと、部会としての意味がないのかなと思えますので、部会としてはやれる範囲をやりたいと。</p> <p>最終的には、あり方検討会や代表者会議で検討、決定してもらうこととなりますので、こういう不正が二度と起きないための方法を部会として提案したいという思いでいます。そのへんのご理解はよろしいでしょうか。</p>

橋本委員	基本的には、現行の運用指針を基にして、この表現はこうしましょう、きちんとしたものにしましょうということなんですね。
横野部課長	今、一番身近にあるものを参考にということです。
吉田委員	あり方検討会も今日の作業部会もですが、市民から見て画期的に変わったといえるようなものを作り上げないと市民が納得しない。ここは従来の発想にこだわらずに、画期的な内容に作り上げましょう。
江西委員	橋本委員の話だと、この運用指針をさわってみてという話に戻ってしまったように思うんですが。その前に、ケーススタディをするような話があったんじゃないかと思うんですが、これはやっていけないんですか。要は失敗の事例なんかを実際に出してやっていくんだと思うんですけど。
横野部会長	今言われた失敗事例は、提案しながらこういう経過があったのでここはこう直しましょうということを書いていけないといけません。それはもちろん提示しなければ、なぜ直さなければならないかという根本をしていけないとだめだと思っています。
高田委員	新しい方たちにとっては、そこが聞きたいところかなと思いますが。
江西委員	会議の流れから、そう思っただけです。
横野部会長	実際、新しい会派からすれば、何が不正で、何がどうだったかわからない。先ほど言ったように、議長に出したものを皆さん読まれて、こんなことか、それはだめだなと見えてくれば、当然ここはこう直すべきであるなとわかると思うので、そういうご理解をしていただければよろしいかと思います。どんなものでしょうか。よろしいですか。
大島委員	後から配られた第三者チェック機関のフロー図ですけども、これは今の運用指針の作業部会と関係があるんでしょうか。検討すべき事項になるんでしょうか。
舗田委員	指針を作っていく中で、指針で収まる部分と、仕組み、そのものを変えないと、いわゆる不正、不適切なものは防げないというのもあるんです。あり方検討会の中で、仕組みの部分でどう変えたら不正が撲滅できるかということで、この第三者チェック機関のフローを構築したらどうかという議論をしたので、この仕組みを前提にした運用指針を作っていく必要があると思います。 このフロー図そのものを議論することは必要ないと思います。
横野部会長	この前のあり方検討会の中では、第三者による審査会を、議会と会派との間に置くということで合意したと解釈しているので、フロー図については皆さんにお示ししておかないと。逆に審査会とか、議長の横に置くという議論は、終わったという段階で、次のステップとして、この作業部会に入ったということで理解していただければよろしいです。

大島委員	この組織は条例の中、あるいは、規則の中に位置付けられるんですか。それとも別組織なんですか。別のものという感じですか。
横野部会長	実際、審査会というものを作ると、あくまでも組織的な問題になりますので、条例の改正になるか、規則の改正になるか、こちらのほうで検討してきます。
鋪田委員	要は第三者機関というのは、条例で設置する範疇ではなくて、われわれ会派が共同で設置しましょうというものです。
大島委員	公の組織として、条例にも規則にも出ないということですね。そういう意味の組織を会派で出し合った費用の中でということでしょうか。
横野部会長	もうひとつは、この作業部会で決めたことを審査会の皆さんに理解してもらわないと審査会が通らない。審査会の皆さんが理解もしないうちに、これはおかしいんじゃないかと言われても困るので、逆に言えば審査会がわかりやすいものを作っていくのも、作業部会のひとつだと理解していただければ。 自分たちの提案したものが、審査する側でチェック機能があって、それで後払いでいくか、現実的には後払いになるだろうなど。要は審査会通らないと支払いしないという方向になれば、後払い方式が妥当かなと。 ただし、先払いで出すべき費用もあるかなと。先払い、後払いの件は、また議論しましょう。
大島委員	審査会のメンバーとか、組織は3月までに決めるということですか。
横野部会長	それは、4月の新しい議員が誕生した中で新しい会派ができますので、その中で話し合いで決めてもらうようにしていかないと。今ここで、私たちが、AさんBさんCさんと決めるわけにはいかないと考えています。 当然、新しく誕生した議員の中で話し合っただけで決めましたよ、議員さん方、これを守ってくださいよという形にもっていきたいと考えていますので、そういうご理解をいただければと思います。よろしいでしょうか。
大島委員	はい。
横野部会長	それでは、次回開催予定ですが、12月9日までに皆さんからのご意見を事務局から部会長に出していただき、私どもが1週間の間に整理しますので、12月定例会が終わった19日から22日の間で、この部会を開きたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
参加委員	はい。異議なし。
横野部会長	日程は、また皆さんに相談して、なるべく皆さんが参加できる日を選んでお願いしたいと考えていますので、それでよろしいでしょうか。
参加委員	はい。
横野部会長	後日、改めて内容等の提案、様式を含め、皆さんのご意見をまとめたものをお出ししながら、次の作業部会にもっていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。これをもって、政務活動費・運用指針策定作業部会を閉会いたします。ご苦労様でした。

